

京都市上下水道局告示第37号

平成24年度以降に、京都市上下水道局が発注する物品に係る製造の請負、買入れその他の契約に係る競争入札に参加しようとする者に必要な資格及び資格審査の申請方法等について次のように定め、告示します。

平成23年9月1日

京都市公営企業管理者

上下水道局長 西村 京三

1 申請に当たって必要な資格

(1) 競争入札に参加しようとする者は、管理者が必要と認める場合を除き、次に掲げる資格を有する者とします。

ア 競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者でないこと。

イ 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当し、3年を経過しない者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと。

ウ 引き続き2年以上、当該営業を営んでいること。

エ 法人税又は所得税及び消費税の未納がないこと。

オ 京都市の市民税及び固定資産税の未納がないこと。

カ 京都市の水道料金及び下水道使用料の未納がないこと。

キ 法令の規定により、当該営業について、免許、許可又は登録等が必要な場合は、当該免許、許可又は登録等を受けていること。

ク 次の各号に掲げる場合のいずれかに該当し、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。）に関係すると認められる者でないこと。

(ア) 競争入札に参加しようとする個人又は法人の役員等（役員として登記又は届出されていないが実質上経営に関与している者を含む。以下同じ。）が暴力団員であるとき。

(イ) 競争入札に参加しようとする者の経営に暴力団員が実質的に関与しているとき。

(ウ) 競争入札に参加しようとする個人又は法人の役員等が、自社、自己若しくは第

三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって暴力団の威力又は暴力団員を利用するなどしているとき。

(エ) 競争入札に参加しようとする個人又は法人の役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与しているとき。

(オ) 競争入札に参加しようとする個人又は法人の役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

(2) 競争入札に参加しようとする者に相続、合併その他によって営業の承継があった場合においては、(1)ウからカまでに掲げる資格について、前営業者の資格を承継するものとみなします。

2 資格審査について

競争入札参加資格審査については、京都市、京都市交通局及び京都市上下水道局（以下「3局」という。）が共同して行います。

(1) 資格の種類

今回の受付は「物品」を対象とします。

(2) 申請書類等

「物品」は、3局共通資格となりますので、1部提出することで、3局に共通申請となります。

(3) 入手方法

申請書類は、京都市行財政局財政部契約課のホームページで平成23年9月15日（木）からダウンロードできます。

なお、6の問合せ先においても配布します。

(4) 受付期間

平成23年11月8日（火）から平成23年11月11日（金）まで

平成23年11月14日（月）から平成23年11月16日（水）まで

(5) 受付時間

午前9時30分から午前11時まで

午後1時から午後4時まで

(6) 受付場所

京都市中京区土手町夷川上る末丸町284番地

京都市職員厚生会 職員会館かもがわ 2階会議室

(7) 提出書類

- ア 競争入札参加資格審査申請書
- イ その他管理者が別に定める書類

(8) 作成に用いる言語等

- ア 申請書類等は、日本語で記入してください。外国語で記載したものは、日本語の訳文を添付してください。
- イ 申請書類等の金額表示は、外国貨幣額によるものは邦貨額に換算して記入してください。

(9) その他

申請書類等は、受付会場に直接持参してください。郵送での受付は行っていません。

3 結果通知

競争入札参加資格審査結果通知書により、その結果を通知します。

4 資格の有効期間

平成24年4月1日から平成28年3月31日まで（4年間）

5 その他

資格取得後、申請した内容（代表者、受任者、担当者、住所、使用印鑑等）に変更が生じたときは、申請先に速やかに書面で届け出てください。

また、京都市上下水道局競争入札参加停止取扱要綱に該当する事由が生じた場合等についても、速やかに報告してください。

6 問合せ先

〒601-8004 京都市南区東九条東山王町12番地

京都市上下水道局本庁舎1階 京都市上下水道局総務部用度課

電話 075-672-7728

(上下水道局総務部用度課)